

# 令和7年度事業報告

## 一般財団法人島根県建築住宅センター

|                     |    |
|---------------------|----|
| I. 建築物・住宅の技術審査事業    | 1  |
| II. 建築住宅施策推進事業      | 5  |
| III. 公共建築品質確保推進事業   | 9  |
| IV. 消費者・生産者への普及啓発事業 | 9  |
| V. 住宅総合相談推進事業       | 10 |

## I. 建築物・住宅の技術審査事業

1. 特定建築物等の調査・点検事業
2. 建築物の確認・検査事業
3. その他の技術審査事業

## II. 建築住宅施策推進事業

4. 建築住宅施策推進事業
5. 性能向上リフォーム推進事業
6. 建築技術研修事業
7. 住宅市場整備推進事業

## III. 公共建築品質確保推進事業

8. 公共建築品質確保推進事業
9. 公共建築技術支援事業

## IV. 消費者・生産者への普及啓発事業

10. すまいとまちの情報交流推進事業
11. 木造住宅耐震対策推進事業

## V. 住宅総合相談推進事業

12. すまいの総合相談事業

注) 次頁以降に記載する決算額は、経常収益額を表す。

## 《 一 般 事 業 》

### I. 建築物・住宅の技術審査事業

#### 1. 特定建築物等の調査・点検事業

(決算 91,422,100 円)

##### (1) 定期調査受託事業

特定建築物の所有者又は管理者から委託を受け、建築基準法第12条第1項の規定に基づき、特定建築物の敷地及び構造について定期調査業務を実施した。

《実績》法第12条第1項

単位：件数

| 年 度   | 特定行政庁<br>松江市 | 特定行政庁<br>出雲市 | 特定行政庁<br>島根県 | 計   |
|-------|--------------|--------------|--------------|-----|
| 令和7年度 | 68           | 37           | 269          | 374 |
| 令和6年度 | 36           | 22           | 93           | 151 |
| 令和5年度 | 45           | 28           | 201          | 274 |
| 令和4年度 | 66           | 37           | 292          | 395 |

##### (2) 定期点検受託事業

- ① 国及び出雲市長等から委託を受け、建築基準法第12条第2項又は第4項の規定に基づき、特定建築物の定期点検について、建築物、建築設備の損傷、腐食その他の劣化状況の点検業務を実施した。

《実績》法第12条第2項、法第12条第4項

単位：件数

| 年 度   | 松江市<br>管理建築物 | 出雲市<br>管理建築物 | 国、県<br>管理建築物 | 計   |
|-------|--------------|--------------|--------------|-----|
| 令和7年度 | 0            | 39           | 14           | 53  |
| 令和6年度 | 7            | 128          | 13           | 148 |
| 令和5年度 | 1            | 259          | 14           | 274 |
| 令和4年度 | 0            | 35           | 16           | 51  |

- ② 県から委託を受け、建築基準法第12条第2項の規定に基づき、県有施設（学校等）の定期点検について損傷、腐食その他の劣化状況の点検業務を実施した。

また、令和7年度から8年度にかけて、学校及び警察施設の維持保全計画作成業務を受託し実施している。

《実績》県有施設定期点検等業務

| 年 度   | 定期点検       | 維持保全計画作成        |
|-------|------------|-----------------|
| 令和7年度 | 24施設（168棟） | 19施設（107棟）（～R8） |
| 令和6年度 | 14施設（120棟） | 12施設（111棟）（～R7） |
| 令和5年度 | 21施設（115棟） | 42施設（277棟）（～R6） |
| 令和4年度 | 30施設（179棟） | 46施設（278棟）（～R5） |

## 2. 建築物の確認・検査事業

(決算 60,969,700 円)

建築基準法に基づく「指定確認検査機関」として、同法に規定する確認審査及び完了、中間検査を実施した。

### ① 指定確認検査機関の知事指定

平成11年11月1日（指定の最終更新：令和6年11月29日）

### ② 業務開始日 平成12年 1月5日

### ③ 業務区域 島根県内全域（令和5年10月1日から県内全域に拡大）

### ④ 取り扱う建築物等

- ・延べ面積の合計が500㎡以内の建築物（令和6年4月1日から用途を拡大）
- ・エレベーター及びエスカレーター（上記の建築物の計画に含まれるもの又は工事中の上記の建築物に設置されるものに限る。）
- ・擁壁（上記の建築物と同時期に同一敷地内に築造されるものに限る。）

### ⑤ 業務形態 確認審査、中間検査及び完了検査

《実績》

単位：件数

| 業務形態 | 令和7年度 | 令和6年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 確認審査 | 906   | 635   | 459   |
| 中間検査 | 71    | 38    | 30    |
| 完了検査 | 809   | 570   | 423   |

## 3. その他の技術審査事業

(決算 22,526,160 円)

### (1) 住宅保証機構(株)提携業務

住宅瑕疵担保履行法に基づき、国土交通大臣から「住宅瑕疵担保責任保険法人」として指定を受けている住宅保証機構(株)との業務契約により、島根県統括事務機関として、住宅瑕疵担保責任保険「まもりすまい保険」の引き受け業務を実施した。

#### ① 業務開始日 平成21年6月2日

#### ② 業務区域 島根県内全域

#### ③ 取り扱う保険 住宅瑕疵担保責任保険、住宅瑕疵担保責任任意保険

#### ④ 業務内容 事業者届、保険募集、現場検査及び現場検査員の管理、保険証券の発行、損害調査等に係る業務

《実績》

単位：戸数

|       | 令和7年度 | 令和6年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 保険申込数 | 325   | 303   | 314   |

※325戸のうち、新築戸建て住宅206戸・共同住宅119戸

### (2) (株)日本住宅保証検査機構提携業務

住宅瑕疵担保履行法に基づき、国土交通大臣から「住宅瑕疵担保責任保険法人」として指定を受けている(株)日本住宅保証検査機構との業務契約により、保険取次及び検査機関として、住宅瑕疵担保責任保険「JIOわが家の保険」の引き受け業務を実施した。

#### ① 業務開始日 平成29年6月1日

#### ② 業務区域 島根県内全域

- ③ 取り扱う保険 住宅瑕疵担保責任保険、住宅瑕疵担保責任任意保険  
 ④ 業務内容 事業者届、保険募集、現場検査及び現場検査員の管理

《実績》 単位：戸数

|       | 令和7年度 | 令和6年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 保険申込数 | 97    | 136   | 148   |

※97戸のうち、新築戸建て住宅97戸・共同住宅0戸

### (3) 住宅性能評価

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「登録住宅性能評価機関」として、同法に規定する住宅性能評価業務を実施した。

- ① 指定住宅性能評価機関の大臣指定 平成12年10月 3日 開始  
 平成17年10月 3日 更新  
 ② 指定制度から登録制度に移行 平成18年 3月 1日 更新  
 平成22年10月 3日 更新  
 平成27年 9月 1日 更新  
 令和 2年 9月24日 更新  
 令和 7年 9月 9日 更新

- ③ 取り扱う住宅等 新築の戸建ての住宅及び共同建ての住宅

《実績》 単位：戸数

| 評価対象 | 令和7年度 | 令和6年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 設計住宅 | 64    | 157   | 37    |
| 建設住宅 | 0     | 0     | 0     |

### (4) 長期優良住宅認定等に係る技術審査

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、所管行政庁において、性能（省エネ性・耐震性等）が高い新築住宅を認定する制度を実施しており、建築主等が認定を受ける場合は所管行政庁から認定基準適合性に関して技術審査を受ける必要がある。

当財団は、登録住宅性能評価機関として所管行政庁の審査を簡略化するための事前の技術審査を実施し、認定申請書に添付する「確認書」を交付した。

《実績》 単位：戸数

|      | 令和7年度 | 令和6年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 戸建住宅 | 79    | 65    | 80    |

### (5) 低炭素建築物認定に係る技術審査

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、所管行政庁において性能（省エネ性）が高い新築住宅を認定する制度を実施しており、建築主等が認定を受ける場合は所管行政庁から認定基準適合性に関して技術審査を受ける必要がある。

当財団は、登録住宅性能評価機関として所管行政庁の審査を簡略化するための事前の技術審査を実施し、認定申請書に添付する「適合証」を交付した。

## 《実績》

単位：戸数

|      | 令和7年度 | 令和6年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 戸建住宅 | 0     | 1     | 1     |

## (6) B E L S ( Building-Housing Energy-efficiency Labeling System ) 評価

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、新築、既存を問わず延べ床面積 50,000 m<sup>2</sup>未満の全ての用途の建築物の省エネルギー性能評価を行い、B E L S 評価書を交付した。(令和7年11月28日 対象及び建築物の規模を拡大)

## 《実績》

単位：戸数

|       | 令和7年度 | 令和6年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 評価書交付 | 9 6   | 7 6   | 6 1   |

## (7) 建築物エネルギー消費性能適合性判定 (省エネ適判)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」として、建築物を建築する際の計画が同法の基準に適合していることの適合性判定を実施した。

- ① 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の中国地方整備局長登録 令和6年4月1日 開始
- ② 業務区域 島根県内全域
- ③ 判定の業務範囲 床面積の合計が、50,000 m<sup>2</sup>未満の特定建築物  
(令和7年12月20日 建築物の規模を拡大)

## 《実績》 適合判定通知書交付件数

単位：件数

|       | 令和7年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|
| 通知書交付 | 6 3   | 5     |

## (8) 住宅金融支援機構融資に係る適合証明

住宅金融支援機構との協定(平成19年4月締結)により、住宅ローンの対象となる住宅について、同機構が定める要件に適合していることの証明業務を実施した。

- ① 業務開始日 平成12年1月20日(旧住宅金融公庫からの委託業務開始)  
平成15年9月11日(旧住宅金融公庫が証券化支援事業開始)
- ② 業務区域 島根県内全域
- ③ 取り扱う融資 新築住宅、賃貸住宅、中古住宅、リフォーム
- ④ 業務内容 建築物の設計審査・現場検査の実施及び適合証明書の交付

## 《実績》 新築戸建受理件数

単位：件数

| 審査内容 | 令和7年度 | 令和6年度 | 令和5年度 |
|------|-------|-------|-------|
| 設計審査 | 6     | 5     | 4     |
| 中間検査 | 2     | 1     | 1     |
| 竣工検査 | 4     | 7     | 4     |

## (9) 住宅省エネルギー性能証明

令和4年度税制改正により、新築取得等を行った特定エネルギー消費性能向上住宅(ZEH水準省エネ住宅)及びエネルギー消費性能向上住宅(省エネ基準適合住宅)は、住宅ローン

税額控除の特例として、住宅ローン減税の借入限度額の上乗せ措置等の対象となった。この上乗せ措置等の適用にあたっては、ZEH 水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅の基準への適合を証明する書類として、住宅省エネルギー性能証明書が必要となることから、当財団は、登録住宅性能評価機関として審査を行い、同証明書を交付した。

《実績》対象住宅証明書発行業務

単 位：件 数

|       | 令和7年度 | 令和6年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 証明書交付 | 6     | 3     | 1     |

## Ⅱ. 建築住宅施策推進事業

### 4. 建築住宅施策推進事業

(決算 19,757,256 円)

#### (1) 特定行政庁事務委託事業

島根県知事及び出雲市長から委託を受け、建築基準法第12条第1項の規定に基づき、特定建築物等（※1）の定期報告について、所有者等からの報告書の受理、報告書の記載方法等の指導、啓発・督促などの業務を実施した。

（※1）特定建築物：学校、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、マーケット、公衆浴場、病院、診療所、ホテル、旅館等

#### 《実績》法第12条1項（3年毎報告）

| 7<br>年<br>度<br><br>(松江市<br>を除く) | 報告対象 | 建築物     |             |            |      | 昇降機等  |
|---------------------------------|------|---------|-------------|------------|------|-------|
|                                 |      | 学校      | 児童福祉施設等     | 保育所・幼稚園    | 計    |       |
|                                 | 対象件数 | 180     | 270         | 45         | 495  | 1414  |
|                                 | 報告件数 | 180     | 261         | 44         | 485  | 1350  |
|                                 | 報告率% | 100     | 96.6        | 97.7       | 97.9 | 95.4  |
| 6<br>年<br>度<br><br>(松江市<br>を除く) | 報告対象 | 建築物     |             |            |      | 昇降機等  |
|                                 |      | 病院・診療所等 | ホテル・旅館等     |            | 計    |       |
|                                 | 対象件数 | 61      | 164         |            | 225  | 1,418 |
|                                 | 報告件数 | 49      | 124         |            | 173  | 1,351 |
|                                 | 報告率% | 80.3    | 75.6        |            | 76.8 | 95.2  |
| 5<br>年<br>度<br><br>(松江市<br>を除く) | 報告対象 | 建築物     |             |            |      | 昇降機等  |
|                                 |      | 劇場・集会場等 | 百貨店・物品販売店舗等 | キャバレー・飲食店等 | 計    |       |
|                                 | 対象件数 | 202     | 191         | 12         | 405  | 1,396 |
|                                 | 報告件数 | 194     | 153         | 6          | 353  | 1,354 |
|                                 | 報告率% | 96.0    | 80.1        | 50.0       | 87.1 | 96.9  |
| 4<br>年<br>度<br><br>(松江市<br>を除く) | 報告対象 | 建築物     |             |            |      | 昇降機等  |
|                                 |      | 学校      | 児童福祉施設等     | 保育所・幼稚園    | 計    |       |
|                                 | 対象件数 | 187     | 263         | 45         | 495  | 1,375 |
|                                 | 報告件数 | 185     | 243         | 43         | 471  | 1,340 |

|  |      |      |      |      |      |      |
|--|------|------|------|------|------|------|
|  | 報告率% | 98.9 | 92.3 | 95.5 | 95.1 | 97.4 |
|--|------|------|------|------|------|------|

## (2) 建築住宅施策広報事業

### ① 建築住宅施策に関する新聞広告掲載を実施

掲 載 紙：山陰中央新報 総合住宅情報紙 HOME特別号（令和7年9月27日発行）

掲載内容：しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業

### ② 「プチ住マ（住まいづくりの基礎知識）」の更新業務及び関係サイトの管理業務を実施 ホームページアクセス数

| アクセス内容 | 令和7年度   | 令和6年度   | 増減率  |
|--------|---------|---------|------|
| 閲覧人数   | 33,320  | 30,885  | 7.9% |
| 閲覧ページ数 | 119,950 | 113,537 | 5.6% |

## (3) 住宅関連相談業務

### ① 住宅相談対応 21件

相談方法：電話11件、住宅相談支援システム6件、メール1件、対面3件

### ② 住宅相談支援システムによる相談件数 289件

相談内容：リフォーム助成事業283件、その他住宅相談6件

### ③ 島根県被災住宅応急復旧相談員登録にかかる応急復旧講習会の開催

| 会場 | 開催年月日     | 開催場所   | 受講者  |
|----|-----------|--------|------|
| 浜田 | 令和7年5月27日 | 浜田合同庁舎 | 58名  |
| 松江 | 令和7年6月2日  | 松江合同庁舎 | 132名 |
| 出雲 | 令和8年1月29日 | 出雲合同庁舎 | 89名  |

### ④ 応急仮設住宅建設に係る検討業務

県へ応急仮設住宅の建設計画に係る検討の要望があった候補地（吉賀町、海士町、知夫村の各1箇所）について、応急仮設住宅に係る団地計画図を作成した。

## (4) しまね建築・住宅コンクール実施業務

しまね建築・住宅コンクールの事務を実施した。

### ① 募集テーマ

「しまねの暮らし・住まい方 ～新たな日常のなかで、笑顔で暮らせる島根を目指して～」

### ② 募集期間 令和7年7月1日～9月5日

### ③ 応募総件数 57件（建築物部門53件、活動部門4件）

### ④ 第1回審査委員会 令和7年6月3日

### ⑤ 第2回審査委員会 令和7年12月8日

### ⑥ 表彰式 令和8年3月11日

### ⑦ 表彰結果

建築物部門：最優秀賞1件  
建築物部門：優秀賞4件 奨励賞6件  
活動部門：優秀賞1件 奨励賞3件



#### (5) しまね住まい支援事業

公益財団法人ふるさと島根定住財団とともに「しまね住まい相談員」を設置し、移住希望者等からの住まいに関する相談に対応した。また、相談に円滑に対応するため住まい相談に関する連絡会議を開催した。

① 相談対応 4件

② 住まい相談に関する連絡会議

| 回   | 開催年月日      | 開催場所      | 出席者 |
|-----|------------|-----------|-----|
| 第1回 | 令和7年 5月12日 | サンラポーむらくも | 17名 |

#### (6) 一般社団法人島根県建築住宅施策推進協議会事務局業務

県内の建築関係20団体で組織する（一社）島根県建築住宅施策推進協議会の事務局業務を行った。

① 事業概要

- ・省エネリフォームに関するアンケート調査の実施
- ・島根県版木造応急仮設住宅建設マニュアルの作成

② 定時総会 令和7年9月18日開催

#### (7) 松江市空き家相談事業

松江市と松江市空き家対策包括委託業務契約を締結し、7月1日に松江市空き家相談窓口を開設し、電話・対面・メール等での相談対応、専門的な知識を要する案件の「松江市空き家アドバイザー」への取り次ぎ、松江市空き家バンク登録のための物件調査を行った。また、同契約に際し、当財団から提案した松江市空き家相談会を開催した。

① 相談件数 269件（令和7年7月～令和8年3月まで）

| 相談種別             | 計   |
|------------------|-----|
| 利活用（売りたい・貸したい）   | 97  |
| 利活用（買いたい・借りたい）   | 21  |
| 利活用（空き家バンク）      | 19  |
| 利活用（補助金）         | 21  |
| 適正管理（樹木等繁茂・建材飛散） | 54  |
| 将来の空き家対策         | 8   |
| その他              | 49  |
| 計                | 269 |

② 空き家アドバイザーへの依頼件数 20件

③ 空き家アドバイザー会議

| 回   | 開催年月日     | 開催場所  | 出席者 |
|-----|-----------|-------|-----|
| 第1回 | 令和7年6月16日 | 当財団   | 12名 |
| 第2回 | 令和8年2月17日 | 松江市役所 | 12名 |

④ 空き家バンク現地立会件数 15件

⑤ 空き家バンク登録受付件数 7件

⑥ 第1回松江市空き家相談会

令和7年11月9日（日曜日）午前10時～午後3時 松江テルサ 相談件数 20件

## 5. 性能向上リフォーム推進事業

(決算 12,148,000 円)

県からの補助により、既存住宅の子育て配慮改修及びバリアフリー改修を行う県民に対して工事費の一部を助成する「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業」を実施した。

### (1) 対象住宅と対象工事

| 申込区分     | 対象住宅                                                                      | 対象工事                      |
|----------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 子育て配慮改修  | 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）が居住する住宅又は、子育て世帯が近居（直線で5km以内）する親世帯（親・子・孫の三世帯）の住宅      | 子育てし易い環境をつくる工事            |
| バリアフリー改修 | 60歳以上の高齢者又は障がい者が居住する住宅                                                    | 「整備基準」に適合するバリアフリー改修工事     |
| 部分的耐震改修  | 昭和56年5月31日以前に建築された住宅で改修前の上部構造評点が1.0未満であって、改修後に県が定める部分的な耐震改修に係る技術基準に適合するもの | 耐震性能を向上させる改修工事及び家具の転倒防止工事 |

### (2) 補助限度額と加算

| 申込区分     | 限度額               | 加算項目                            | 加算額  |
|----------|-------------------|---------------------------------|------|
| 子育て配慮改修  | 25万円かつ対象工事費の1/4以内 | 昭和56年5月31日以前着工の住宅の部分的耐震改修等を行う場合 | 30万円 |
| バリアフリー改修 |                   | 子育て世帯と親世帯が同居・近居する場合             | 10万円 |
|          |                   | 空き家バンク登録住宅を購入して改修する場合           | 10万円 |
| 部分的耐震改修  | 30万円かつ対象工事費の1/4以内 | 子育て世帯と親世帯が同居・近居する場合             | 10万円 |
|          |                   | 空き家バンク登録住宅を購入して改修する場合           | 10万円 |

### 《実績》

| 改修内容     | 件数  | 補助金額(千円) | 事務費(千円) |
|----------|-----|----------|---------|
| 子育て配慮改修  | 501 | 144,691  | 12,148  |
| バリアフリー改修 | 54  | 14,661   |         |
| 部分的耐震改修  | 0   | 0        |         |
| 辞退       | 6   | —        |         |
| 合計       | 561 | 159,352  |         |
| (参考) 前年度 | 543 | 149,357  | 11,980  |

「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業」の対象住宅の耐震診断を財団が無料で実施し、県内の住宅の耐震補強等を促進した。

・耐震診断結果報告数 0件

## 6. 建築技術研修事業

(決算 1,555,400 円)

県から委託を受け、建築基準適合判定資格者検定受検者研修業務を実施した。

| 受講者                                            | 合格者 |
|------------------------------------------------|-----|
| 18人（島根県6人、松江市2人、出雲市5人、大田市1人、江津市1人、安来市2人、雲南市1人） | 11人 |

## 7. 住宅市場整備推進事業 (決算 0円)

(令和7年度は、事業実施なし。)

## Ⅲ. 公共建築品質確保推進事業

### 8. 島根県公共建築品質確保推進協議会事務局業務 (決算 10,613,321円)

県内の公共建築工事の発注者及び施工者、設計者で組織し、令和元年11月15日に設立された「島根県公共建築品質確保推進協議会」の事務局として、協議会からの委託により庶務事務を処理した。

### 9. 公共建築技術支援事業 (決算 36,238,400円)

建築技術職員が少ない等の理由で技術的知識・能力を必要とする業務の適正かつ円滑な実施が難しい市町村等に対し、公共施設の設計・工事監理業務等に係る技術的支援を実施した。

#### (1) 直接的技術支援業務

・島根県市町村振興センター修繕工事等包括支援業務外 7自治体から 16件

#### (2) 間接的技術支援業務

・市町村建築物設計照査業務 7件

## Ⅳ. 消費者・生産者への普及啓発事業

### 10. すまいとまちの情報交流推進事業 (決算 2,276,000円)

#### (1) 住情報交流体制整備事業

しまね住宅総合相談員の相談スキルの向上を図るため、(一社)住宅リフォーム推進協議会と連携して事業者セミナーを実施した。

#### (2) すまいとまちの学習支援事業

令和7年4月1日から改正建築基準法・改正建築物省エネ法が全面施行されることを控え、島根県、建築関係団体との連携により、島根県建築士サポートセンターを開設し、サポート員が建築士等からの相談に対応した。

・相談件数 3件

#### (3) リフォーム評価ナビ登録事業

リフォーム事業者検索サイトを運営する(一財)住まいづくりナビセンターとの協定に基づき、県内のリフォーム事業者の登録等に関する事務を実施した。

・登録事業者 41社(新規登録事業者 2社)

### 11. 木造住宅耐震対策推進事業 (決算 0円)

- (1) 古民家等保存・活用のための耐震化支援事業（令和7年度は、事業実施なし。）  
古民家再生に関するメールでの問い合わせに、技術顧問から助言を得て回答する。

## V. 住宅総合相談推進事業

### 1 2. 住まいの総合相談事業 （決算 250,000 円）

#### (1) しまね住宅総合相談員養成事業

バリアフリー、耐震及び省エネルギーの対策をはじめ各種住宅施策、税制、融資等に関して、幅広い知識を有する総合相談員を養成するため、しまね住宅総合相談員指定講習を開催し、受講者を同相談員に登録した。

##### ① しまね住宅総合相談員指定講習会

| 会場 | 開催年月日      | 開催場所   | 受講者 |
|----|------------|--------|-----|
| 松江 | 令和7年11月20日 | 島根県民会館 | 57名 |
| 浜田 | 令和7年11月21日 | いわみーる  | 21名 |

##### ② しまね住宅総合相談員登録者 256名（うち新規登録者 22名）

##### ③ しまね住宅総合相談員名簿の公開 当財団ホームページで215名を公開

#### (2) しまね住宅専門相談員登録事業

住まいに関係する様々な分野の専門家12名を「しまね住宅専門相談員」として登録し、県民からの多様な相談に対応した。

- ・P6（3）住宅関連相談業務に記載のとおり

#### (3) しまね住まい支援事業

- ・P7（5）しまね住まい支援事業に記載のとおり